

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7年 2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(新潟県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 19 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 2 条 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例における罰則の適用等に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲